（二面から続く）

間市では「市民参加による市政の推進」を唱って、前年度の報告書では「市民参加方策などについて検討を行った」と述べ、今年度からの計画書では、また「検討する」と述べられていますが、一体いつまで検討すれば気が済むのか、市長のご答弁をいただきたい。

市長　有事法制に関して、防衛政策は国の責任と認識しているが、私ども自治体の意見を聞いて十分な説明をなし、国民理解を得る努力を重ねて、その上で国会において議論を尽くしながら考えていただきたいと考えています。

外部評価の導入にあたっては、会計士など専門家の評価を頂くことが必要であり、市民公募の考えはありません。

市民参加を求める場合、その分野の十分な知識が必要で、公平・公正な意見を持ち得る方かという、私としての基準を考えながら選考しております。

再質問　有事法制で、国に意見を聞いてほしいという意見はない。国から聞かれたとき、市長は何をお答えしたいのですか。

また、専門家の分野を否定しないが外部評価とは本来住民満足度のことです。それと市民参加抜きにして、住民が満足する行政運営はあり得ないというのが私の考えだが、市長は如何。

市長　有事法制では国とも十分意見交換していくのが私の考えです。

行政評価の実効性を高めるためには専門的な見方などが大切だと思っています。

バリアフリー　基本構想の策定を

柏木議員（日本共産党）

障害児・者の行政について

相武台前駅にエレベーターが設置され、座間駅にも設置されることになり、幼児を抱えたお母さんなど駅利用者から大変喜ばれています。しかし、駅周辺のバリアフリー化が進んでいないため車椅子利用者にとっては、駅まで送迎してもらってもどこで車を降りたらいいのか、エレベーターの場所まで段差があり車道から上がれないなどの問題があります。特に座間駅では、駅舎を出ると点字ブロックも全くありません。駅西口は階段を下りると歩行者専用道路で、車道からは車止めがありエレベーター設置場所まで行けません。

平成十二年度に施行された「交通バリアフリー法」では、駅などの周辺地区を重点的に整備すべき地区と指定し、移動円滑化のための事業の基本的事項を定めることができますが、座間市にはその基本構想がありません。道路、信号、点字ブロックなど総合的に解決するため市がコーディネーターとなり、基本構想を策定し、一日でも早く駅周辺のバリアフリー化を進める必要があります。いつごろまでに基本構想を策定するのか、お聞かせください。

市長　「交通バリアフリー法」等の関係で基本構想の策定についてでございますが、特に駅周辺などの旅客施設を中心として検討を進めていきたいと思います。また、ロータリーにつきましては、今後小田急電鉄と、それぞれの内容を精査、協議していくことが必要だろうと思っています。

都市部長　策定の時期につきましては、現在、総合交通安全総点検を実施していますので、この総点検との整合性を図りながら、まず庁内のプロジェクトを組織し、その後、交通業者との関連等をよく調査して策定していきたいと思います。

女性問題の推進策について

武尾議員（無会派）

男女共同参画プランの推進について

男女共同参画社会とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」を言います。

自治体は女性行政の最前線であり、自治体が地域社会の先頭に立って女性問題に取り組まなければ男女共生の社会づくりは進みません。推進体制構築のために職員にどのような研修プログラムが組まれているのか。児童・生徒への教育、さらに教職員への研修はどのようにされているのか。施策、方針決定の場への女性の参画で各審議会の構成メンバーの女性委員の比率は。女性への暴力根絶への取り組みとして身近な相談窓口はどこに設置されているのか。暴力被害を受け緊急一時保護の必要性がある場合、シェルターのような保護施設の確保があるのか。女性グループやＮＰＯとの連携は今後考えているのか。これらの推進は現在、市民生活課の女性職員がひとりで対応していますが、今後は独立した課の設置などが必要と思われます。

市長　職員への研修は、各種研修講座、さらにはセクハラ等の防止研修も実施しています。審議会等の女性構成比率は二十四パーセントで、女性への暴力根絶は、市民相談の中で対応しています。一時保護施設は県等の協力を得ながら確保していますし、ＮＰＯなどの市民活動との連携も深めていきたいと考えています。

教育長　児童・生徒への教育は、主に家庭科教育の中で、教職員についても研修会等への参加をさせています。

市町村合併を問う

安斉議員（自民党明政会）

市長の政治姿勢について

昨年十二月の定例会において、周辺自治体との合併について市長にお尋ねしましたところ、市長は「住民発議が基本であり、広域行政として高座広域都市行政協議会の事務研究会の中で相互に勉強を深めていきたい」という答弁をされましたが、私が市長にお尋ねしました時期を契機に、にわかに合併問題が各自治体でも議論され始めている昨今、高座広域都市行政協議会の中で合併という議論が交わされたのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

この合併については、藤沢・茅ヶ崎・平塚の三市と寒川・大磯・二宮の三町が合併に向け研究会を発足させたのを始めとして、各地で合併構想が持ち上がり本格的に取り組もうとする姿勢がうかがえます。そんな中、神奈川県の中心と言われている座間・大和・海老名・綾瀬の各市から議論が出てこないのは不自然だと思います。昔から交流の深い県央の四市ですから、話し合いをすれば必ず合併への糸口が見つかると思います。是非、本市から口火を切っていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

市長　高座広域都市行政協議会の席上、私から合併のメリット・デメリットについて研究し合うことの必要性があるのではないかという投げかけをさせていただいた経過がございます。協議会としてお互いに研究、研鑽し、その理解を深めていくということを前提に、事務レベルの中で協議をしていくことになっていますので、今後も積極的に協議をしてまいりたいと思います。

収納業務を一本化せよ

山本憲議員（政和会）

市税等収納向上対策について

市税等の滞納解消策については、本市でも大変苦慮しておりますが、それでも年々増加しているのが現状です。滞納額が増えれば、当然、財源不足が生じ、市民に対する不公平感を助長することになります。現在、収納業務につきましては、国保、市税それぞれ別の課で対応しておりますが、これを収納課に一本化してはどうかと思います。一本化することにより、情報のネットワークが一つの課に集約され、具体的な対応策がとれると思います。

さらに、国保税収納率向上策といたしまして、嘱託員制度の採用を是非お願いしたいと思います。全国的にも多くの自治体がこの制度を採用しており、いずれも収納率の向上に様々な効果があると聞いております。市の職員ではなかなか対応しにくい時間帯ですとか、相手の時間に合わせて対応が出来るなど、本市においてもかなりの効果が期待できると思います。それぞれ対応の可能性についてお伺いをしたいと思います。

市長　収納業務の一本化でございますが、税の徴収については、それぞれ異なる法律のもとで収納事務が執行されていることと、納税者コードを統一させる等、いくつかの問題がございます。今後とも検討をしていきたいと思います。

また、国保については、被保険者との相互扶助により成り立つ社会保険制度であり、その財源となる保険税の収納確保は極めて重要な課題であります。とりわけ留守宅への対応が急務と考えますので、ご指摘のございました嘱託員制度も含めた、様々な形を模索しながら、収納率の向上に努力したいと思います。

ごみ50％減量対策について

池田議員（市政クラブ）

ごみ減量対策について

各家庭等から排出されるごみは、全国で東京ドームの百三十九杯分、約五千百六十万トンに達し、また、座間市では約三万六千トン、一日に一人が排出する量は七百八十六グラムで全国平均並みとなっています。

座間市のごみ処理をお願いしている高座清掃施設組合は、公害問題、最終処分場閉鎖に伴う問題、設備の維持補修・更新など財政負担の問題等に鑑み、「脱焼却」「資源循環型」のごみ処理行政を実現すべく今後十年間で現在のごみ排出量の五十パーセントの削減を提起しています。いまや大幅なごみ減量に取り組まなければならないと考えますが、ご所見をお伺いいたします。また、全国市長会もごみ有料化の推進を提言し、平成十年時点でごみ有料化を実施している自治体は、全国三千二百三十三の内千八百九十市町村に上り、約五十九パーセントとなっています。ごみ有料化の効果は①ごみの減量が期待できる②受益と負担の不公正が解決できる③環境意識やコスト意識など排出者の意識変革に効果がある④資源化・リサイクル等が促進されるといわれていますが、ご所見をお伺いいたします。

市長　施設組合議会によるごみ五十パーセント減量計画は、当然尊重しながら努力を重ねてまいります。今後の新たな減量化等への取り組みは、平成二十八年度までの処理計画等に検討を加え、数値目標を掲げながら努力していく計画を策定しています。また、市民に対しより一層の協力・理解を求めお願いすることは大変重要なことと認識しています。ごみ有料化の関係については、高座施設組合との共通の協議事項として深めていくことが必要ではないかと認識しております。

シニアピアカウンセラーの養成願う

小野議員（公明党）

福祉問題について

本市では、六十五歳以上の高齢者が平成十四年五月現在、一万五千人余いらっしゃいます。高齢者のひとり暮らし世帯も年々増加しています。超高齢化社会の到来は必至であり、それに対応する策が非常に重要になってまいります。そこで「シニアピアカウンセラー」の養成を提案したいと思います。ピアは英語で仲間・同僚、相手と同じような立場の人が対等な立場で相談に応じ、問題解決に向けてサポートすることをピアカウンセリングといいます。つまり、高齢者が同世代の高齢者の悩みごとなどの相談に乗り、心のケアを図ることをいい、それに携わる人を「シニアピアカウンセラー」といいます。同じ時間を生きてきたことから生まれる共感や、高齢者同士だからこそ老いや不安を理解でき、孤独感を癒すことができるなどの成果が米国で報告されています。また、カウンセラーになった高齢者も社会貢献の充実感を実感し、自分

（四面へ続く）